

財 団 法 人
東京フィルハーモニー交響楽団

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は財団法人東京フィルハーモニー交響楽団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人の事務所は、東京都新宿区西新宿 3 丁目 2 0 番 2 号におく。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、交響管弦楽によりわが国音楽芸術の普及向上を図り社会文化の発展に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 交響管弦楽に関する研究、並びに調査
2. 青少年の音楽鑑賞の指導、及び普及
3. 公開演奏
4. 放送演奏
5. 機関誌の刊行
6. その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 資産から生じる収入
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金品
5. その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産をわけて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び評議員現在数の3分2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会及び評議員会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 13 条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算でさだめるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 14 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員及び評議員

(役員)

第 15 条 この法人には、次の役員をおく。

理事 15 名以上 20 名以内(うち、会長 1 名、理事長 1 名、副理事長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名又は 2 名)、監事 2 名又は 3 名。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 17 条 会長は、この法人の名誉を代表する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3. 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故ある時、又は欠けた時は、その職務を代行する。

4. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、理事長、副理事長とともに事故がある時、又は欠けた時はその職務を代行する。

5. 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務を分掌し、理事長、副理事長、専務理事に事故がある時、又は欠けた時はその職務を代行する。

6. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の義務)

第 18 条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会を召集すること。

(役員の任期)

第 19 条 この法人の役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 . 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の
残任期間とする。

3 . 役員は、その任期が満了後でも後任者が就任するまでは、なおその
職務を行なう。

(役員の解任)

第 20 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数及び評議員現在
数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任する事が
できる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その
役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認
められるとき。

(役員の報酬)

第 21 条 役員は有給とすることができる。

2 . 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第 22 条 この法人には、評議員 25 名以上 35 名以内を置く。

2 . 評議員は、理事会で選任し、理事長が任命する。

3 . 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評
議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 . 評議員は役員を兼ねることはできない。

5 . 評議員には、第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。この場合に
おいて、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える
ものとする。

(評議員の職務)

第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほ
か、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について
助言する。

第 5 章 職員及び楽団員

(職員)

第 24 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 . 職員のうち 1 名を事務局長とし、理事長が任免する。

3. 職員は、有給とする。

(楽団員)

第 25 条 この法人に楽団員を置き、楽団員からなる楽団を置く。

2. 楽団員は、理事長が任免する。

3. 楽団員は、有給とする。

第 6 章 顧 問

(顧問の選任)

第 26 条 この法人に顧問若干名を置く。

2. 顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

(顧問の職務)

第 27 条 顧問は、この法人の業務について、理事長の諮問に応ずるものとする。

2. 顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第 7 章 会 議

(理事会の召集等)

第 28 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。

ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関する事項

(2) 事業報告及び収支決算に関する事項

(3) 基本財産についての事項

- (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
2. 前2条の規定は、評議会についてこれを準用する。
この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

- 第31条 すべて会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第8章 会 員

(会 員)

- 第32条 この法人の趣旨に賛同する法人又は個人は、この法人の会員になることができる。
2. この法人の会員制度に関する細則は、理事会において別に定める。

第9章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

- 第33条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

- 第34条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 36 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿
 2. 前項第 1 号から第 4 号までの書類、同項第 6 号の書類及び同項第 8 号から第 11 号までの書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号及び第 12 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
 3. 第 1 項第 1 号及び第 3 号の書類、同項第 8 号から第 11 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 37 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。